

事業所内子育て支援環境整備推進事業補助金 Q & A (第4版)

番号	質問	回答
1	「事業者」には個人事業者も含まれますか？ また、非営利活動を行っている法人はどうなるのでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の規模・業種は問いません。 ・①市の区域内に事業所を有すること、②物の生産、販売又はサービスの提供を継続的に行っていることを要件としており、非営利活動を行っている法人も対象に含まれます。
2	1事業者が、年度内又は年度ごとに何度でも申請できますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「提案型補助金」の補助回数については、特段の制限を設けない予定であり、それも含めて審査委員会で審査することを想定しています。 ・「産休・育休取得促進支援補助金」の補助回数については、1事業者につき累計で対象従業員3人までの補助申請が可能です。
3	「提案型補助金」の補助対象事業として、どのような事業が認められますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援イベントの実施や、店舗での貸出用ベビーカーの購入、子育てバリアフリー化のためのスロープの設置」等の市民向けの事業が考えられるほか、「短時間勤務や育休制度の改善等に係る就業規則の改正」等、事業所での子育て環境整備に係る事業も対象として想定しています。 ・自由な発想でのご提案をお待ちしています。
4	「提案型補助金」について、例として「就業規則の改正」が挙げっていますが、どこまでの整備が補助対象となりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請された事業が補助対象となるかどうかは、審査委員会での審査により決定されます。
5	「産休・育休取得促進支援補助金」も、審査委員会で審査を行うのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・要件を満たした場合に、申請により交付する補助金であり、性質的に裁量の余地がないため、事務局で随時受付・審査・交付決定を行います。
6	「産休・育休取得促進支援補助金」について、国の中小企業対象の両立支援施策で同様の補助メニューがありますが、重複して補助を受けられますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施している補助事業とは、要件・対象者等が必ずしも同じではないため、交付の対象となります。
7	「産休・育休取得促進支援補助金」について、従業員が育休を取得した後、「原職等」に復帰することとありますが、どのような場合に「原職等」に復帰したと考えられますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・考え方については、別紙「産休・育休取得促進支援補助金の要件に関する考え方」をご覧ください。
8	「産休・育休取得促進支援補助金」を令和元年度に受けられるのは、令和元年度中に育休取得→育休復帰したケースだけですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・育休から原職等に復帰した日の属する月の翌月から申請が可能です。 ・詳細については、別紙「産休・育休取得促進支援補助金の要件に関する考え方」をご覧ください。
9	「産休・育休取得促進支援補助金」について、1歳の年度末まで従業員に育児のための休みを認める場合に、事業所は法令以上の育児休業制度を整備しなければならないのですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・必ずしも、法令以上の育児休業制度の整備を求めているわけではありません。 ・詳細については、別紙「産休・育休取得促進支援補助金の要件に関する考え方」をご覧ください。
10	この補助金は、いつまでの事業ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの基金を財源として、令和2年3月31日までの期限で実施します。

*その他、詳細については三豊市子育て支援課にお問い合わせください。